JASIS 2019 QR コード読み取り基本プラン『JASIS_QR 読取アプリ』 利用規定

JASIS 2019 QR コード読み取り基本プラン『JASIS_QR 読取アプリ』利用契約は、本規定を適用いたします。
必ずご一読いただき、ご同意くださいますようお願いいたします。

第 1 条（総則）
株式会社太洋堂（以下太洋堂といいます）は、一般社団法人　日本分析機器工業会から委託を受け、JASIS 2019QR コード読み取り基本プラン『JASIS_QR 読取アプリ』アプリ（以下「本アプリ」といいます）および、レンタル機器の運営・管理業務を行っています。
出展企業様（以下お客様といいます）と太洋堂は、本アプリの利用契約（以下契約といいます）について、特に定めのない限り以下の条文の規定を適用します。

第 2 条（物件）
太洋堂はお客様に対し、太洋堂がお客様に発行する利用内容確認書に記載する本アプリ環境の提供および、希望するお客様にはレンタル機器を賃貸し、お客様はこれを使用および貸借します。

第 3 条（契約期間）
1）本アプリの利用期間は、2019 年 8 月 1 日から 2019 年 9 月 6 日までとします。
2）レンタル機器のレンタル期間は、2019 年 9 月 3 日から 2019 年 9 月 10 日までとします。
3）この規定に基づく契約は、期間満了の日まで解除し、又は終了させることはできません。

第 4 条（料金）
1)太洋堂は利用料金表に基づいて算出した利用料、その他の費用など、利用内容確認書記載の料金を請求いたしますので、お客様はこれをお支払いください。
2)料金は前払い制となります。2019 年 8 月 31 日までにお支払いください。ただしお客様のご依頼により、太洋堂が事前に承諾した場合には、別に定める支払い条件に従うことができます。

第 5 条（契約の成立）
1)お客様が Web サイト申込フォームからの送付または FAX、郵送による申込書の送付により、申込の意思を表明し、太洋堂が利用内容確認書送付により受諾した時をもって、契約は成立したものとします。
2)太洋堂が利用内容確認書を発送後 7 営業日以内にお客様が不備申し立てを行った場合を除き、太洋堂は契約内容の取り消し、代金の返還を行いません。

第 6 条（本アプリ環境の提供）
1)太洋堂はお客様に対し、2019 年 8 月 1 日以降に本アプリ環境を提供いたします。

2)お客様が太洋堂から環境の提供を受けた場合、本アプリは利用内容確認書のとおりお客様に提供されたものとします。

第 7 条（レンタル機器の引渡し）

1)太洋堂はお客様に対し、レンタル機器を幕張メッセ国際展示場において、2019 年 9 月 3 日に引渡しいたします。

2)お客様が太洋堂からの引渡しを受けた場合、レンタル機器は利用内容確認書のとおりお客様に引渡されたものとします。

3)お客様がレンタル機器の引渡しを受けた後 24 時間以内に､性能の欠陥につき通知をしなかった場合は、レンタル機器は通常の性能を備えた状態でお客様に引渡されたものとします。

第 8 条（レンタル機器の使用、保管）

1)お客様はレンタル機器を責任をもって使用、保管します。またお客様はレンタル機器ならびに本アプリを JASIS2018QR コード読み取りの使用目的以外に使用いただくことはできません。

2）お客様はレンタル機器の譲渡、転貸及び改造、ならびに分解、修理、調整、貼付された標識等の除去をいただくことはできません。

3)お客様はレンタル機器を幕張メッセ国際展示場および JASIS 2019 関連会場以外に持ち出しいただくことはできません。

第 9 条(免責)

1)太洋堂は、本アプリ及びレンタル機器の動作や機能に何らの瑕疵がないこと、お客様の使用目的に適合すること、本アプリの提供を中止又は中断しないこと、もしくはエラーが発生しないこと、本アプリおよびサーバーにコンピューターウィルス、第三者による不正なアクセスその他の有害なものが含まれていないこと等について、一切保証しないものとし、これらに起因するトラブルの発生について、太洋堂は明示または黙示を問わず、何ら保証しないものとします。

2)太洋堂は、お客様に対し、本アプリの非独占的使用の許諾を除き、技術的サポート、保守、デバック、アップグレード等のいかなる役務の提供義務も負わないものとします。

3)本アプリの利用は、すべてお客様の責任において利用するものとし、その利用によって生じるいかなるトラブルの発生について、太洋堂は何等の責任を負わないものとします。

4)本アプリの利用に関して、お客様と第三者との間でトラブルが発生した場合には、お客様の責任で解決する事とし、太洋堂は何等の責任を負わないものとします。

5)何らかの理由により太洋堂が責任を負う場合であっても、太洋堂は、お客様が太洋堂に支払った対価の金額を超えて賠償する責任を負わないものとし、また、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。

第 10 条（レンタル機器の返還）

1)お客様はレンタル機器を会期終了翌週の 2019 年 9 月 10 日必着で指定の場所にご返却ください。その際の返却送料はお客様負担となります。

2)レンタル機器内にお客様が記録したデータファイルが残存している場合、お客様は自らの責任においてそのデータを消去した後、返却するものとします。残存したデータの漏洩等に起因して、お客様およびに第三者に損害が生じた場合も、太洋堂は一切の責任を負わないものとします。

第 11 条（レンタル機器の使用管理義務違反）

レンタル機器がお客様の責による事由に基づき滅失、損傷した場合、又はお客様が所有権を侵害した場合は、お客様は太洋堂に対して、滅失、損傷したレンタル機器の再購入代金、修理代金又は所有権の侵害によって太洋堂が被った一切の損害額を損害賠償として支払います。

第 12 条（ソフトウェアの複製等の禁止）

お客様は本アプリの全部または一部に関し次の行為を行うことはできません。

1)有償、無償にかかわらず本アプリのプログラムを第三者へ譲渡し、もしくは使用権設定を行うこと。

2)本アプリのプログラムを複製、変更、又は改作すること。

第 13 条（情報）

1)本アプリにより収集した個人情報は、お客様自らの責任において管理、お取扱ください。太洋堂はその管理責任を問われません。

2)太洋堂はお客様から特段の依頼がない限り、本アプリに記録されている情報を確認しません。

3)お客様ご自身のバーコード読み取り操作の間違いによりデータが複数登録された場合や、データが一部または全部登録できなかった場合など、お客様の責による事由に基づき、本アプリにより収集した情報が滅失、損傷した場合、太洋堂はその修復、削除、加工、賠償などの責を問われません。

4)お客様より太洋堂に返還されたレンタル機器の内部に記録されているいかなる情報についても、お客様は太洋堂に対し、返還、修復、削除、賠償などの請求をしません。

5)サーバに保管されたお客様の収集情報は、会期終了 1 週間後に削除いたします。

第 14 条（解約）

太洋堂はレンタル機器に性能の欠陥があり、レンタル機器の修理又は取り替えに過大な費用又は時間を要するときは、その旨を通知して、当該レンタル契約を解約することができます。

第 15 条（履行遅滞等）

1)お客様が次の各号の一つに該当するときは、太洋堂はお客様に対して通知又は催告をしないで契約を解除し、本アプリおよびレンタル機器の返還を請求することができます。ただし損害賠償の請求を妨げませ

ん。
①お客様が利用料を支払われなかったとき、その他契約の条項に違反したとき。
②お客様が破産、会社更生、会社整理、特別清算、民事再生手続き等の申し立てをなし又はうけたとき。
③お客様が事業の休廃止、解散したとき、その他信用を喪失したとき。

第 16 条（レンタル機器の返還遅延の損害金）
お客様がレンタル機器の返還を遅延したとき、支払うべき金額に対し、支払済に至るまで年率 14.6 パーセントの割合による遅延利息を支払います。

第 17 条（通知・報告義務）
申込フォーム、申込書または利用内容確認書に記載されたお客様の情報に変更があるときは、お客様は直ちにその旨を太洋堂に通知します。

第 18 条（合意管轄）
契約について訴訟の必要が生じたときは、京都地方裁判所を管轄裁判所とします。

第 19 条（特記事項）
お客様は太洋堂から、利用料金の説明を受け、了承したものとします。